

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	笠岡バイパス入江大橋仮設物賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山国道事務所長 岡本 哲典 岡山県岡山市北区富町2-19-12
契約締結日	令和 5年11月27日
契約の相手方の氏名及び住所	高田機工株式会社 広島市中区立町2-25
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥8,360,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥8,393,000-
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	

随意契約理由書

契約業者名： 高田機工株式会社

件 名： 笠岡バイパス入江大橋仮設物賃貸借

随意契約理由：

当該仮設物は、令和3年度笠岡バイパス入江大橋鋼上部工事において、現場塗装や本締め作業を目的に設置した足場である。今後の床版工事において引き続き使用する計画であるが、床版工事の不調・不落により当該仮設物を引き継ぐことが不可能となった。撤去・再設置に対しリース契約を継続する方が安価となるため、賃貸借を行うものである。

当該仮設物は、床版工事における型枠・鉄筋工等、施工上で必要不可欠である。

当該仮設物の設計条件を熟知し一貫した判断に基づき適切な維持管理ができるのは、足場を設置した業者に限られることから、随意契約を締結することが最も適切である。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。